(七)　管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前〇時から午前五時までの間に勤務した場合においても支給することとした。（第一九条の三関係）

(八)　勤勉手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の七五（特定管理職員にあっては一〇〇分の九五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の八五）に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の七五（特定管理職員にあっては一〇〇分の九五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の八五）に引き下げること等とした。（法第二条の規定による改正後の第一九条の七及び附則第一一項関係）

(九)　再任用職員に単身赴任手当を支給することとした。（第一九条の八関係）

(一〇)　非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を改定することとした。（第二二条関係）

(一一)　五五歳を超える特定職員の俸給月額等の減額支給の期間を、平成三〇年三月三一日までの間とすることとした。（附則第八項関係）

二　国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正関係

寒冷地手当の支給地域を見直すこととした。（別表関係）

三　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正関係

1　俸給表の改定

(一)　全俸給表の全俸給月額を改定することとした。（法第四条の規定による改正後の第六条関係）

(二)　全俸給表の全俸給月額を改定することとした。（法第五条の規定による改正後の第六条関係）

2　期末手当の改定

(一)　一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げることとした。（法第四条の規定による改正後の第七条関係）

(二)　六月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き下げることとした。（法第五条の規定による改正後の第七条関係）

四　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正関係

1　俸給表の改定

(一)　特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定することとした。（法第六条の規定による改正後の第七条関係）

(二)　特定任期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定することとした。（法第七条の規定による改正後の第七条関係）

2　期末手当の改定

(一)　一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げることとした。（法第六条の規定による改正後の第八条関係）

(二)　六月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一五五に引き下げることとした。（法第七条の規定による改正後の第八条関係）

五　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、一の1(二)及び2(四)から(六)まで、二、三の1(二)及び2(二)並びに四の1(二)及び2(二)は平成二七年四月一日から施行し、一の1(一)、2(一)及び(二)、三の1(一)並びに四の1(一)は平成二六年四月一日から適用することとした。

◇特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇六号）（内閣官房）

1　俸給月額の改定

(一)　秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこととした。（法第一条の規定による改正後の別表第三関係）

(二)　内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二〇〇万九、〇〇〇円、国務大臣等は一四六万五、〇〇〇円、内閣法制局長官等は一四〇万五、〇〇〇円とする等の改定を行うこととした。（法第二条の規定による改正後の第三条、附則第三項及び別表第一～別表第三関係）

2　期末手当の改定

(一)　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の一七〇に引き上げることとした。（法第一条の規定による改正後の第七条の二関係）

(二)　内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を一〇〇分の一四七・五に引き上げ、一二月期の支給割合を一〇〇分の一六二・五に引き下げることとした。（法第二条の規定による改正後の第七条の二関係）

3　日額手当の改定

常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万七、一〇〇円とすることとした。（第四条関係）

4　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、1(二)、2(二)及び3は平成二七年四月一日から施行し、1(一)は平成二六年四月一日から適用することとした。

◇国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（法律第一〇七号）（内閣官房）

1　第一号区分から第一〇号区分までの調整月額を改定することとした。（第六条の四第一項関係）

2　第一〇号区分について、勤続期間が二四年以下の退職者に対しても調整額を支給するものとした。（同条第四項関係）

3　退職日の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者等について、退職手当の基本額に乗ずる率を改定することとした。（同条第四項関係）

4　この法律は、附則第三条の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇八号）（国会）

1　平成二六年度の国会議員の秘書の全給料月額を特別職の秘書官に準じて改定することとした。（第一条の規定による改正後の別表第一及び別表第二関係）

2　平成二七年度以後の国会議員の秘書の全給料月額を特別職の秘書官に準じて改定することとした。（第二条の規定による改正後の別表第一及び別表第二関係）

3　平成二六年一二月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定することとした。（第一条の規定による改正後の第一五条関係）

4　平成二七年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定することとした。（第二条の規定による改正後の第一五条関係）

5　この法律は、公布の日から施行し、1については、平成二六年四月一日から適用することとした。ただし、2及び4については、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇九号）（国土交通省）

1　基礎調査の結果の公表

都道府県は、基礎調査の結果を公表しなければならないこととした。（第四条第二項関係）

2　基礎調査に関する是正の要求の方式

国土交通大臣は、都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合又は科学的知見に基づかずに行われている場合において、当該基礎調査の結果によったのでは土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）等の指定が著しく適正を欠くこととなり、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあることが明らかであるとして地方自治法第二四五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して行うこととした。（第六条関係）